

令和7年11月28日

回 答 書

大田区

大田区立馬込東中学校改築事業基本構想策定支援業務委託、発注者支援業務委託事業者選定プロポーザルの参加申込等に関する質問に下記のとおり回答いたします。

質 問 事 項	回 答
実施要領、3 プロポーザルの参加資格 (8)の条件で基本構想、基本計画、基本設計、実施設計がそれぞれ別の受託業務でも条件に一致するか。	お見込みのとおりです。 「基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計業務」の受託実績は、同一学校の実績に限りません。
実施要領、3 プロポーザルの参加資格 (8)の条件の内「延床面積 4,000 m ² 以上」の条件は、実績業務が改修工事を含む場合、新築及び改築に係る部分の面積について求められる条件であるのか。	お見込みのとおりです。
申込書【様式第4号】の受託件名に「基本構想、基本計画、基本設計、実施設計」の名称が無い場合で類似の業務がある場合には記載する事は可能か。	受託契約の件名に「基本構想～」等の名称が記載されていなくても、契約仕様書等から内容を確認できれば、業務実績とみなします。
申込書【様式5号-1及び2】の各担当の実績は、実施要領、3プロポーザルの参加資格(8)の条件と一致する必要があるか。	お見込みのとおりです。

<p>実施要項の2p3プロポの参加資格(8)において業務実績は基本設計及び実施設計に、「及び」が入っているが、築地業務は基本設計、実施設計との表記により、「及び」がないことについて、違いはあるか。</p>	<p>違いはございません。</p>
<p>参加申込書作成要領の1p【様式第7号-1】資格証明書（写しを1部）について、原本にクリップ止めとあるが、原本とは正本のことと考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>【様式第4号】の【留意事項】2「受託件名」は契約毎に記載とあるが、同建物で基本設計、実施設計等の契約が別れる場合は、実績の2件をそれで埋めることでも良いか。配点として、実績となる公共の小学校中学校の同物件で基本設計と実施設計を2件登録する場合と、同種建物でも建物件数が多い場合はどちらが有利になるか。</p>	<p>同建物である場合、契約が分かれても、1件としてカウントしてください。配点については、回答いたしかねます。</p>
<p>本業務を受託した際、今後発注される設計業務への参加ができない等の制限はないと考えてよいか。</p>	<p>現時点での制限をもうける想定はございません。</p>
<p>基本構想に向けた考え方の4. その他の要件における(4)改築に関する検討資料等まとめの中で、設計者が特定された後で受領できると考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

参加申込作成要領の【様式第6号】の体制組織図等について、管理技術者、各主任技術者は実名で記載してもよいか。また、組織図等とあるので、組織図以外の説明資料も掲載してもよいか。	お見込みのとおりです。組織体制がわかるものであれば、問題ございません。
委託概要の配置図が現場説明会でご説明を受けた敷地エリアと異なりますが、説明会で案内いただいたエリアが計画敷地と考えてよいか。	申し訳ございません。お見込みのとおり、現地説明会にてご案内した範囲が対象です。配置図については、一部現状と異なる部分がございましたので、修正させていただきました。別添「01-9 委託概要・周辺図・配置図」(修正)を併せてご確認ください。

担当部署 大田区教育委員会事務局教育総務部教育総務課施設担当